

# 平成27年度四万十町総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成27年9月4日 午後3時～午後5時

2. 場 所 本庁西庁舎3階防災対策室

3. 出席者

町長 中尾 博憲  
教育委員長 谷脇 健司  
教育長 川上 哲男  
教育委員 大村 和志、岡林 雅子、中屋 建八

意見聴取者

総務課 副課長 清藤 泰彦  
教育委員会 次長 岡 澄子  
学校教育課 課長 杉野 雅彦  
生涯学習課 副課長 西谷 典生  
 副課長 課長 辻本 明文  
 副課長 川村 裕之、西田 尚子

事務局

総務課 課長 樋口 寛  
 副課長 浜田 章克  
 主査 福留 宏知

傍聴者

1名

4. 日 程

- (1) 開 会
- (2) 町長挨拶
- (3) 教育委員長挨拶
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 総合教育会議について
- (6) 議 題

- 1 四万十町の教育行政（教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策）の大綱の策定について
- 2 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について
- 3 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について
- 4 その他

## (7) 閉会

5. 議事進行役：総務課長 樋口 寛

総務課長  
町長

開会のあいさつをお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、設置が義務付けられた総合教育会議を開催させていただきました。これまでの教育委員会の仕組み、教育行政に関する首長の関わり方などが大きく改正されていますが、これは教育行政の推進について、首長と教育委員会が一つの方向性を持ち、子どもたちを育てていくべきという国の考え方に基づくものだと考えています。また、総合教育会議での首長は、教育委員会とともに、子どもたちの将来を見据え、策定する教育行政の大綱に沿い、教育行政を精一杯推進するため、今日までの後押しや側面的な支援というスタンスではなく、しっかりと役割を果たすべきだと考えています。本日の会議は、初めての会議になるが、子どもたちの将来をしっかり見据えた教育行政を推進するキックオフと考えています。遠慮なくご意見をいただき、実りあるものになるようお願いして、開会にあたっての挨拶とします。

総務課長  
教育委員長

教育委員会を代表して、教育委員長に挨拶をお願いします。本年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正のいくつかの改正点の中で設置が定められた町長と教育委員会による総合教育会議がスタートしました。この会議では、教育行政の大綱を策定することとなります。町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、同じ目標に向かい、四万十町の教育をより良きものにすべきと考えていますので、本日はよろしくお願いします。

総務課長

会議録署名人の指名を行います。地方教育行政及び運営に関する法律第1条の4第7項により、会議録の作成が必要となっています。まず、会議録の作成方法について、この会議で定めることとなっているため、全文筆記とするか要約筆記とするかの決定をお願いします。

教育長  
総務課長  
全員  
総務課長

要約筆記がよいと思います。

その他意見はありませんか。

(意見なし。)

その他に意見がないため、会議録は、要約筆記により作成することと決定します。作成後は、町長、教育委員長に署名をお願いします。次に事務局より、総合教育会議について説明

- 事務局 します。  
総合教育会議は、4月に施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律で設置が義務付けられたものです。この法律の施行前からこの会議により、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になる、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して当たることが可能になると言わされてきました。この会議の議題については、主に「大綱の策定に関する協議」、「教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策」、「児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると認められる場合等の緊急の場合にとるべき措置」、の3点となっており、首長と教育委員会が1対1の対等という位置付けもされています。本日、協議いただく内容は、先に申しあげた3点となりますので、よろしくお願ひします。
- 総務課長 説明に対して、意見はありませんか。
- 総務課長 <質問・意見なし。>
- 事務局 議題1 「四万十町の教育行政の大綱策定について」に入ります。まず、事務局より、大綱の策定について説明します。  
地方公共団体の長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、大綱を策定するとなっており、大綱の作成にあたっては、教育基本法第17条1項により、国が定める教育振興基本計画を参照するものとなっています、また、国が定める教育振興基本計画を参照し、地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方公共団体の施策に関する基本的な計画を定めるようにしなければならないとなっており、昨年度、教育委員会が四万十町教育振興基本計画を策定しています。同じ国の定める教育振興基本計画を参照することからだと思いますが、四万十町教育振興基本計画を大綱に換えることができるようになっていますので、大綱を新たに策定するかどうかが協議をお願いします。
- 総務課長 去年策定されている四万十町教育振興基本計画について、教育委員会から概要等の説明をお願いします。
- 教育長 四万十町教育振興基本計画は、平成26年6月に、別冊は平成27年3月に策定しており、別冊は基本計画に現状を追加したものとなっている。四万十町の教育行政の推進にあたつ

では、教育の原点を見つめつつ、子どもたちを取り巻く社会の変化に対応するための教育の再生が求められており、将来を担う子どもたちの教育環境を行政・学校・保護者とともに充実させていくことが大切であると考えています。その指針となるよう四万十町教育振興基本計画を策定しており、本町が理想とする地域像を展望し、それを実現するため、四万十町総合振興基本計画と関連を持たせ、幼児から高齢者までの活動の場づくりを支援し、社会を構成する一員を育て、または生きがいを見つけることができるような活動や時代を担う児童や若者が、希望を持って前進していくような教育の場づくりなどについて、今後10年間を通じて、四万十町が目指すべき教育の姿、また今後5年間に実施すべき教育上の方策、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティーネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4つの基本的方向性に基づき整理したものです。今後は、四万十町教育振興基本計画に基づき、長期的な取組を行います。

- 総務課長 大綱について、四万十町教育基本計画をもって大綱とするのか、新たに大綱を策定するのか協議をお願いします。
- 町長 教育現場の流れとして、この四万十町教育基本計画を大綱としていいのか、考えを聞きたい。
- 教育委員長 教育委員会は、四万十町教育振興基本計画に基づき、取組を行っており、今後もその姿勢は変わらないため、この計画をもって大綱に換えていただきたい。
- 教育長 四万十町教育振興基本計画に基づき、取り組んでいくということで、今後5年間の方策も教育委員会の中で話し合ってきた。四万十町の教育の柱だと思っているのでこの計画をもって大綱に換えていただきたい。
- 総務課長 他に意見はありませんか。  
(意見なし。)
- 総務課長 他に意見もないようなので、採決を行います。四万十町教育振興基本計画をもって、四万十町の教育行政の大綱としてよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 総務課長 四万十町教育振興基本計画をもって、四万十町の教育行政の大綱に換えることを決定します。今後は、四万十町教育委員会とあるのを四万十町と改めるようお願いします。
- 議題2「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について」

学校教育課長

に入ります。まず、教育委員会事務局より、現状、課題等について説明をお願いします。

学校教育課より、平成27年度予算に基づいて説明します。

「学びの保障」「教育環境の整備」の2つの施策で行っている。児童生徒の学力の現状は、中学校が全国平均より低くなっている。学校では、放課後補充学習で小学生は週2回以上の補充が50%、中学生は35%以上で国より高い率でやっており、機会を多くとるなどがされている。今後も子どもたちの実態に応じ、学校の補充学習も行い、学びの質の向上を目指し、どこの学校で学習しても同レベルの学力が身につくようになめていく。また、全国平均正答率以上となるようにやつていきたい。分かる楽しい授業の実現のため、高いレベルの学習を提供するため国の目標整備水準以上の情報機器の安定的・計画的な整備に取り組んでいる。本年度の重点施策として、学習支援員の配置事業、放課後等の補充学習、夏休みの加力学習に支援員の配置を行っている。その他、小小・小中連携推進事業に今年から取り組んでおり連携推進協議会を設置し、中学校区の小中が連携し、学校の代表による情報交換会、連携の取組について話し合い、講師を招いて先進地を学ぶなどに取り組んでいる。

個々の課題を克服するための授業力の改善、研究授業や事後協議の実施、研修への参加など、学校で取り組む校内研究に対する補助金を支出している。

情報通信機器による学習を推進しており、パソコンの買い替え、電子黒板の設置等も予定しているが、来年度からの計画としている。このことについては、ＩＣＴサポーターの配置が不可欠である。

南海トラフ地震対策として、建物の耐震化は終わっているが、ガラス等の非構造部材の耐震化を本年度は、小学校2校、中学校5校で実施する。

学校施設の老朽化対策や学習環境の改善として、修繕、空調設備（エアコン）の設置等に継続的に取り組む。

学校給食調理業務等の委託については、本年度から5年間の協定を年度当初に締結した。

十川中学校の大規模改修、小中学校の便器取替工事は、順次行っていく。

窪川中学校区2台のスクールバス購入、路線バスの廃止に伴う通学手段の確保についても検討中である。

生涯学習課長

社会教育の振興については、子どもから高齢者までが自己を高め、学習意欲が向上する施策を行うとともに幼少期の児童や青少年への学習や人材育成が必要な状況がある。

保健、社会体育の振興については、健康で明るい人づくり・町づくりを目指し、町民全てが参加可能なスポーツ活動を関係団体等と共同して計画実施するとともに、健康・体力作りの意欲を育てる取り組みを進めている。

文化の振興については、貴重な文化財や古くから伝承された伝統文化、地域芸能の保護・活用への取組を進めていく。

子ども、子育ての振興については、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の質向上を進めていくという新制度が4月からスタートしており、平成31年までの5年間の子ども・子育て支援計画に基づいて事業を進めていく。

課題解決に向けての本年度の重点施策については、まず、夏季大学事業として、子どもから老人に全ての学習の機会を創出し、自らが自己を深めようとする学習意欲を持つよう講演会を実施している。8月19日に1回目を9月8日に2回目を予定している。

青少年地域活動事業については、学校で体験できない様々な社会活動や幅広い年代の交流を通じて、見たり、感じたりを経験することで、能力の向上や、夢・憧れを持ち、自らが将来を考えることができる力を醸成することを目的として、7月に6年生を対象にしまなみで、4・5年生を対象に室戸の青少年自然の家で事業を行った。

四万十川桜マラソン実行委員会に対する補助金については、四万十川の美しさをアピールするとともに、住民との交流活動を活性化させる取組として開催する桜マラソンの運営費用となっている。重要文化的景観保護推進事業については、四万十川流域の文化的景観区域内における開発行為や修復等の整備を検証するとともに写真コンテストや5市町流域連携事業に取り組んでいる。

多子世帯保育料等軽減事業については、多子世帯の経済的負担の軽減を図るために18歳未満の児童を養育している世帯の3人目以降の保育料を無料としている。

ただ今説明ありました現状、課題について協議をお願いします。

総務課長

町長

生涯学習の推進について、教育振興基本計画での位置づけはどうなっているか。

|       |  |
|-------|--|
| 教育長   | 生涯学習については、赤ちゃんから高齢者までの生涯に渡るものとして位置付けており、人権教育、食育、乳幼児、保育、高齢社会に入る前後の取組み、キャリア教育等々、地域等で核となる人材の発掘、ジュニアリーダーの活動など様々な分野に盛り込んでいる。また、学校教育と生涯学習とは、深い関連性があると認識している。   |
| 大村委員  | 生涯学習と学校教育の位置づけとして、文科省は、学校教育は生涯学習に含まれているという見解である。本当は産まれてから死ぬまでが生涯学習であるが、生涯学習は大人になってから高齢者がやるもの、学校教育以外と思いこんでいるところがある。教育振興基本計画をもって大綱としたことに異議はないが、今後は、生涯学習課と学校教育課の取組を具体的に決めるなどの整理が必要である。                              |
| 町長    | 施設整備、環境整備等に関わってきたが、大綱に具体的な施策を位置づけ、学校教育、保育教育、子どもたちの成育への関わり、地域リーダーの育成、目標をもって進めていきたい。今後は地域を育て、国を支える人材を作る政策をどう推進するかが行政の課題であり、そのために予算を確保する。目標を明確にできるものは、数値化するなど、計画を分かりやすくする工夫がほしい。                                    |
| 教育委員長 | 本年度の教育行政方針の策定にあたり教育委員会の中で、生涯教育の中に学校教育があるという位置づけについて確認している。   |
| 町長    | 子どもたちの教育については、保育から学校までをうまくリンクさせてやることが必要である。  |
| 大村委員  | 教育振興基本計画・大綱の推進状況をチェックできるよう数値目標を示すべきである。数値化できるものは、チェックすることが必要である。また、計画期間の5年ごとのチェックではなく計画のP D C Aサイクルは、1年ごとで検証すべきである。<br>状況が変わっていく中では、1年ごとの評価システムを教育委員会に作り、施策を動かしていくことが必要である。<br>学力テストなどでは、取り組んだ結果をチェックできなければいけない。 |
| 町長    | この総合教育会議は、どのくらいの頻度で開催していく予定か。  |
| 事務局   | 次回の開催予定時期などは、特に決めていません。  |
| 大村委員  | わんぱく学校などは、1年で検証しないと意味がない。  |

|          |   |
|----------|---|
| 教育長      | 数値化できるものは数値化し、検証はきちんとしていかないといけない。教育振興計画について、残すべきところは残し、変えるところは変えるなどの見直しを行っていく。  |
| 町長       | 来年度に人材育成センターを立ち上げ、その中に「こども未来塾」があり、わんぱく学校はその中で整理されると思う。そこで整理しないと新たな予算化はできないと思う。それを議論する時期にきている。   |
| 総務課長     | 生涯学習の位置づけ、P D C Aサイクルの見直しについて話がありました。その他意見はありませんか。  |
| 全員       | (意見なし。)   |
| 総務課長     | それでは、議題2「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について」の協議を終了します。<br>ここで休憩を取ります。  |
| <br>—休憩— |   |
| 総務課長     | 再開します。議題3「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について」に入ります。現状と課題について、教育委員会より説明をお願いします。  |
| 学校教育課長   | 緊急の場合とあるが、まず「いじめの防止」について説明する。いじめの防止については、各校でいじめ防止基本方針が策定されているので、それに沿い早期発見、早期対応に努めている。また、いじめ対策委員会で対応方法等についての協議もされているし、各校では講師を招いての研修会も開催している。いじめが発生した場合には、校長から教育委員会に連絡があるので、その後一緒に対応していくこととしている。「虐待」については、健康福祉課、病院や教育研究所、警察で組織する子ども支援ネットワークで対応している。緊急の場合は保護することもある。 |
|          | 「防災」については、各校に緊急防災マニュアルがあり、それに沿い火事、地震、津波に対しての避難訓練などを行っている。また、今年から防災教育アドバイザーを委嘱し、現在6校で学校・保護者と訓練や話し合いをしている。  |
|          | 「交通安全」については、本年1月14日に警察、道路管理者等による四万十町通学路安全対策連絡協議会を設置し、8月31日に通学路の合同点検を行った。その結果に基づき、対応方法について検討していくことになっている。  |
| 総務課長     | 説明のあった内容等について、協議をお願いします。  |

- 町長 教育長 いじめの現状はどうか。  
状況の把握は、学校現場と連絡を取り合いながら行っている。児童生徒の生命に関わることでなくとも、いじめについては教育委員会に連絡してもらうようになっている。  
岩手県での自殺の例もあり、また2学期が始まったばかりで、長期休み明けのギャップやストレスを抱える児童もいるので様子の変化や何かおかしいと思ったら、家庭や教育委員会、教育研究所まで連絡してもらい、情報収集を進めていくようしている。
- 町長 いじめる側の子が伝えてくることはないと思うが、いじめられた子の駆け込み寺、相談しやすい先生がいるような場所、相談窓口はないか。
- 学校教育課長 いじめの発見は、担任が相談の時間を設けるとともに子どもがその学級の中でどのような位置にいるのか、孤立していないか、楽しくやれているかなどの内容の検査で把握している。年に2回の検査で、2回目にも改善されていない場合はその子と二者面談を行う例もある。また、いじめについてのアンケートも学校で実施している。学校によっては休み時間などの子どもたちが遊ぶ時間帯に、教師が早く来る・遅くまで残るなどの対応で、目配りをしている状況もある。
- 町長 いじめについては、当然友達は知っていると思うが、人権問題ととらえ、全体的なチェックにより発見に努め、言った子までいじめられないようにしないといけない。
- 学校教育課長 いじめについてのアンケートでは、自分がいじめられているか、いじめられている子がいないかまでチェックしている。  
その他意見はありませんか。
- 総務課長 全員 (意見なし。)
- 総務課長 それでは、議題3「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講すべき措置について」の協議を終了します。議題4「その他」に入ります。意見はありませんか。
- 町長 来年度の人材育成センターの開設を控え、四万十高校と窪川高校で3年生に話をすることとしているが、その場でどんな思いを持っているかを聞いてみたい。また保護者がPTAに頼らず集まる座談会形式の会を企画したい。その会では、子育て環境、特に家庭、親がしっかりしないといけないという話ができればと思う。
- 大村委員 PTAの機能が全国的に問題となっている。役員のなり手がおらず順番制で選任したり、PTA活動に参加しない場合の

|      |   |
|------|---|
|      | 罰金制など。何のためにPTAがあるかの「そもそも論」を考えないといけない状況にある。活動を継続させるために逃げていく人を引き留める方策を考えざるをえない。全国的に同じ状況が時代の変遷の中で起きるべくして起きている。より良い子育てをしたいとみんな思っているが、PTAには関わらない。地域が機能しなくなつたことも理由だと思うので、そこを後押しするような施策が必要である。 |
| 教育長  | 子どもの育成は、家庭なくしてできないと思っている。浸透する方策を考えないといけない。都会ではPTAがないところもある。必要性を我々も会を持って検討しなくてはいけない。地域のコミュニティも含めて検討したい。  |
| 町長   | 予算を執行する立場として、流れを知り、方向性は一緒だと勉強させてもらった。施策ヒアリングを通して、多少の微調整があるとしても予算を確保したい。   |
| 中屋委員 | 次回の総合教育会議には、事前に教育委員会で協議した意見を持ってくるようにしたい。事前の協議も重要だと考える。  |
| 町長   | 今回は、国の法律改正により大綱の策定が必要であったため、こういう形になった。次回からは事前の協議も十分にお願いしたい。   |
| 総務課長 | 以上で、第1回の教育総合会議を終了します。   |

署名 四万十町長

伊尾博憲

署名 四万十町教育委員長

合勝健司